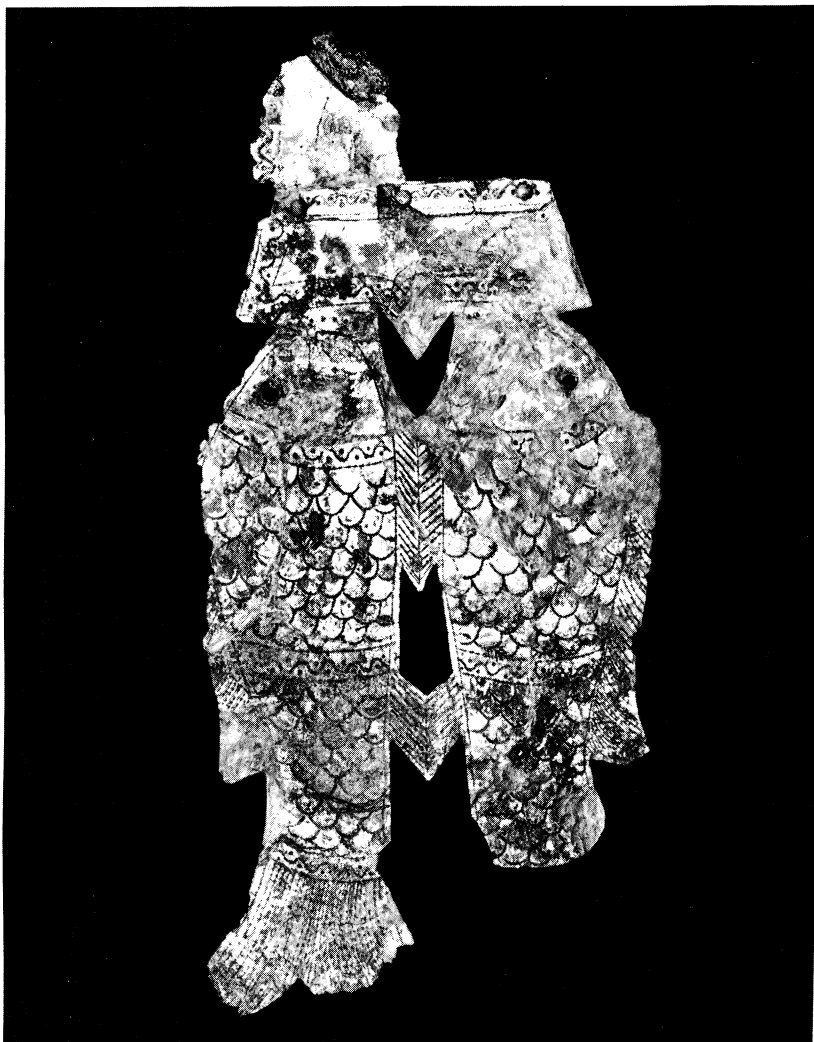


ふるさと探訪

県指定重要文化財（考古資料）

金銅製双魚袋金具二枚



本資料は、国指定史跡真野古墳群の寺内第二〇号墳から、昭和三年の調査時に出土したものである。同古墳は、周溝を持つ長さ二八・五メートルの前方後円墳で、主体部主軸線上の鞍部下に、横穴式石室のプランに近似した箱形礎檜がある。

遺物は、主体部直上の土中から土師器の埴が検出されたほか、主体部の副葬品のうち、鉄剣・直刀類は壁ぎわに置くか隅に立てかけられたような状態であった。東南隅には、円頭大刀・鉄鏃一束・鉄斧・轡などと共に、この金銅製双魚袋金具が、他の金銅製金具片と共に一括して、礎上には、つたうすい粘土上（朱彩）から検出されている。

二枚の魚形金具は全く同大同型でなく、細部では異なるが、全長二三センチメートル、最大幅一〇・五センチメートルである。魚形は、腹で向かい合わせるように二尾が表現され、魚形の上部の台形部まで一枚板である。小さな工具で鱗や鳍を打ち出して表現しており、眼は表から打ち抜いている。最上部の半円形の部分のみは、両側からさらに二枚の金銅板を鉄留めしてある。科学保存処理の段階で大部分失われたが、表面上に絹の布片や撚紐が付着していた。この状態からみて、布はおそらく袋状になっており、金具は台形部までが袋の布に絹糸で縫いつけてあったものと思われる。従って、半円形の部分は、袋の上部に出ていると考えるべき。従来、この種のは腰佩用とされたが、本古墳の出土状況や他の例からみると、古代中国の双魚袋とみるべきで、特別に副葬した可能性がある。全国には数例の同様な資料があるが、千葉県松面古墳出土例に酷似している。

本資料は、他の副葬品等から六世紀代のものと思われ、日本の古墳文化、ひいては東アジアの文化史上重要な資料である。

所有者 福島県

所在地 福島市杉妻町二番一六号